

●香川県告示第210号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年8月18日

香川県知事 池 田 豊 人

1 訪問看護事業者

指定年月日	事業所の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地
令和5年7月1日	訪問看護ステーション オリーブの風 善通寺市善通寺町五丁目8番31号	株式会社アテナ 善通寺市善通寺町五丁目8番31号
令和5年7月12日	訪問看護ステーション たいよう 仲多度郡多度津町幸町1番15-1号	合同会社訪問看護ステーションたいよう 仲多度郡多度津町幸町1番15-1号
令和5年8月1日	みんなのかかりつけ訪問看護ステーション香川 綾歌郡宇多津町浜五番丁50番地5メゾンファースト501号	株式会社デザインケア 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目38番2号

2 上記以外の機関

指定年月日	名 称	所 在 地
令和4年9月1日	医療法人社団英迎会 そがわ医院	三豊市豊中町下高野1091番地
令和5年8月1日	このはなクリニック	綾歌郡綾川町小野甲566番地
令和5年8月1日	ひまわり薬局勝間	三豊市高瀬町下勝間2157番地1